

鴻 介 第 3 9 7 号
令 和 2 年 6 月 9 日

鴻巣市内地域密着型サービス事業所 御中

鴻巣市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に関する地域密着型サービス事業所の
運営基準等の取扱いについて（通知）

日頃より、本市介護保険行政の推進に際しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご尽力いただき、要介護高齢者の日常生活を支える為事業を継続いただき重ねて御礼申し上げます。

さて、令和2年2月28日付介護保険最新情報 Vol.773 の問8において、事業所の運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、感染拡大防止の観点から文書による情報提供・報告、延期、中止等の対応をとることができる旨が示されており、依然として感染拡大防止の取組みの重要性は高く、上記の対応は現在も有効となります。

しかしながら、地域密着型サービスにおける運営推進会議の位置付けを鑑みるに、本市では文書による情報提供・報告及び、延期の対応が望ましいと考えます。

また、認知症対応型共同生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において開催が義務付けられている身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という）は運営推進会議と一体的に設置・運営することができるため、中止等の対応も可能となりますが、運営推進会議と同様に、文書による情報提供・報告、延期が望ましいと考えます。加えて、身体的拘束適正化検討委員会への第三者や専門家の出席は必須ではないため、管理者及び従業者のみでの開催でも問題ありません。

一方で非常災害対策の訓練については、介護保険最新情報等でも具体的な対応は示されておらず、本市を所管する埼玉県央広域消防本部に確認したところ、訓練は防火管理者の判断で延期が可能であり、延期した場合には新型コロナウイルス感染症感染拡大が収束したら速やかに開催することの方針が示されました。なお、消防法等に定められた年間で行う訓練の回数を満たせない場合には埼玉県央広域消防本部に連絡が必要とのことです。

【担当・問い合わせ先】

事業者担当

TEL : 048-541-1321（内線 2679、2683）

FAX : 048-541-1328

e-mail : kaigo@city.kounosu.saitama.jp